

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 9 月 30 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第84号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表第 1（第14条関係）

一般県営住宅等及び条例第31条の 2 の規定により使用させる一般県営住宅等 略

特別県営住宅

団地名	建設年度	構造別	金額（月額）
木太コーポラス	略		
	昭和48年度	中層耐火構造 5 階建	令第 2 条及び第16条第 1 項の規定に準じて算定した額（条例第28条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、当該報告の請求に応じない入居者にあつては、近傍同種の住宅の家賃）
略			

備考 略

特定公共賃貸住宅 略

別表第 3（第14条の 2 関係）

区分	対象者	減額の内容
1 略		
2 特別県営	略	

改正前

別表第 1（第14条関係）

一般県営住宅等及び条例第31条の 2 の規定により使用させる一般県営住宅等 略

特別県営住宅

団地名	建設年度	構造別	金額（月額）
木太コーポラス	略		
	昭和48年度	中層耐火構造 5 階建	1 階、2 階及び 3 階にあるものにあつては、 14, 600 円 4 階及び 5 階にあるものにあつては、 14, 000 円
略			

備考 略

特定公共賃貸住宅 略

別表第 3（第14条の 2 関係）

区分	対象者	減額の内容
1 略		
2 特別県営	略	

住宅	特別県営住宅（建設年度が昭和47年度及び昭和48年度のものに限る。）の入居者であって、第14条の2第1項第6号に掲げる世帯に属するもの	略
備考 略		

住宅	特別県営住宅（建設年度が昭和47年度のものに限る。）の入居者であって、第14条の2第1項第6号に掲げる世帯に属するもの	略
備考 略		

附 則
この規則は、令和7年10月1日から施行する。